

竹村和人議員

ただいま議長より、質問の許可をいただきましたので、私は、伊丹市公明党市議団を代表いたしまして、報告第8号、令和2年度伊丹市一般会計歳入歳出決算と市政運営にかかる様々な課題について質問をさせていただきます。当局におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

【第5次総合計画の最終年度を終えての総括について】

第5次総合計画の最終年度を終えての総括についてですが、令和2年度は、第5次総合計画の最終年度であるとともに、後期事業実施5か年計画の総仕上げの年でもあり、また、藤原市長におかれましては、4期目の最終年ともなった年でありました。

2005年の就任以来、「安全・安心のまちづくり」を市政運営の一丁目一番地と掲げられ、「まちづくりは人づくりから」との信念のもと、4期16年間、多様な行政課題と向き合うとともに、市民目線の政策、施策展開を進められ、実績と市民からの信頼獲得を積み重ねてこられました。

その結果、兵庫県下においても人口減少が続いている中で、藤原市長就任後の本市人口の増加傾向が続いていることは、多くの人々に本市が「住みたいまち」として広く認知されてきた証であると考えます。すべての人々が安心していきいきと暮らし、将来の夢と希望を描くことができる、市民が主体となったまちづくりの実現に向けて邁進されてきたことについて、高く評価しています。

一方、令和2年3月から本市にも広がりを見せた新型コロナウイルス感染症は、日本を含む各国において、今もなお感染拡大が続いております。ワクチン接種が始まったことにより、一時沈静化の動きも見受けられましたが、変異株の急激な感染拡大により、兵庫県においても4度目となる緊急事態宣言が発出されるなど、全国的な感染拡大に加え、一部の都市では重症者等の病床がひっ迫し、さらに緊急事態宣言が延長されるなど、未だ収束が見通せない状況です。

本市では他市に先駆けて一早くワクチン接種の体制を整え、県下でもトップクラスのワクチン接種率を誇っているものの、全国的には収束に向けての道のりは半ばとなっており、長期化の様相を呈しています。

感染拡大防止と社会経済活動の両立へ向けての対応は、引き続き我が国だけではなく、国際社会においても大きな課題となっている状況で予断を許しません。

我々公明党といたしましても、他党にない強み、「小さな声を聴く力」を存分に発揮し、その声を市政に届けるとともに、引き続き行政と連携し、喫緊の課題となっている新型コロナ対策をはじめ、様々な事業推進に取り組んでまいります。

そこで、藤原市政において最終年度を終えた第5次総合計画の評価総括に加え、先に申し上げた新

型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度は事業規模の縮小や事業自体の中止といった状況が見受けられ計画の達成が困難となったものもあるかと考えられますが、それらも踏まえて第5次総合計画の総括について、お聞かせください。

【令和2年度決算と行財政プランについて】

続いて、令和2年度決算と行財政プランについてですが、この計画では「将来を見据えた持続可能な行財政運営」を基本理念とし、30年先も早期健全化団体に陥らないための財政基盤の構築を目指すとされていました。

その計画の最終年度となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や市民生活に大きな影響が及んでおります。それらに対しては、国・県・市それぞれの役割に基づき、伊丹市でも国庫補助金を財源として特別定額給付金やひとり親世帯臨時特別給付金の給付等、様々な感染症対策を講じた結果、過去最大の決算額となったところです。さらに、財政的な影響も考慮し、経常的な経費を削減するなどの行財政運営にも取り組んだ結果、健全化判断比率等の財政指標は良好な数値を維持されており、感染拡大防止対策事業の推進と健全財政を両立されたと令和2年度決算を総括されています。

そこで伺います。そのような状況の中、令和2年度でこの行財政プランの計画期間は終了しましたが、計画に掲げたとおりの財政規律や財政指標の目標は実現できたのでしょうか。行財政プランの達成状況についてお聞きします。

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策について～コロナ禍収束の切り札ワクチン接種～】

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策について伺います。

全国各地で新型コロナウイルスの新規感染者数が急増し、災害級ともいえる感染拡大が続いており、医療提供体制や保健所の体制が急速に逼迫しています。

そうした中、第5波に入り、新型コロナウイルスの感染が若い世代に広がっていますが、そのほとんどが変異種デルタ株の感染とみられています。

感染拡大に歯止めがかからない中、厚生労働省は、コロナワクチン接種の効果を裏付ける試算を発表しています。9月1日から3日までの3日間における全年齢の新規感染者数4万2,125人のうち、79.2%がワクチンの未接種者でした。また、接種歴ごとに10万人当たりの陽性者数を見ると、未接種は、59.9人で、2回接種者は4.5人でした。つまり、2回接種によって13分の1を下回る程度にまで感染を抑えられたとしています。さらに、高齢者の感染がどの程度抑制されたの

かを試算した結果を提示しています。それによると接種が行われなかった場合に比べて、7月から8月の感染者は、10万人以上、死者は最大8,000人以上少なかった可能性があるとしています。

また、現在、猛威を振っているデルタ株にも一定の効果が確認されるなど、発症や重症化を防ぐワクチンの効果はあるものと考えられます。

本市は、早くから専任のワクチン接種推進班を設置し、柔軟・円滑・迅速な対応を可能とするなど、一早くワクチン接種体制を整え、兵庫県下においてもトップクラスの早さでワクチン接種を開始できたことなどで多くの市民の皆様から喜びの声をお聞きしており、ワクチン接種への取り組みについては高く評価しているところです。

また、政府は、本年10月から11月にかけて希望する国民全てにワクチン接種を終えることを表明しています。今現在、日本国内においてワクチンを2回接種した人は、日本人口の5割を超えていますが、本市における年代別などのワクチン接種状況は、どのようになっているのでしょうか。

そして、今や新規感染者の約7割を30代以下が占めていることに加え、大人が感染しウイルスを家庭内に持ち込んだことで、子どもを含め家族全員に広がるケースが増えています。

さらに、独立行政法人経済産業研究所の調査結果によると、ワクチン接種を希望しない人の割合が若い世代ほど高いことが明らかになっています。これは、過度な副反応に対する恐れやワクチン接種に対する悪い風評が、SNSなどを通じて拡散されていることも一つの要因であると考えられますが、新型コロナウイルスやワクチン接種に対する正しい知識が十分備わっていないことが大きな原因と考えられるのではないのでしょうか。

高齢者や基礎疾患をお持ちの方と比較すると、若い世代の方の重症化率は低いと言われていますが、若い世代の方でも重症化する可能性もあり、無症状であっても身近な人に感染させてしまうことも考えられます。こうしたことから、若い世代へのワクチン接種に向けた対応は急務となっていると考えますが、若者の接種率向上につなげる取り組みなどはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、感染が拡大している中、自治体によっては医療体制が逼迫し、入院や宿泊療養施設へ入所することができずに自宅療養せざるを得ないコロナ患者の方が増加しているとの新聞報道があります。

ご家族と同居されている自宅療養患者の方は、食事など毎日の生活面でのサポートを受けることは可能ですが、一人暮らしをされている自宅療養患者の方は、自由に外出することができず、毎日の食事や生活必需品の買い物など困難な状況に陥っている方も多いのではないのでしょうか。

もちろん、そのような方に対して保健所は、自宅まで食料品や生活必需品を届けるなどの支援を行っていますが、コロナ感染状況が拡大し、感染者数が増大することによって、十分な支援ができない、

あるいは支援するまでに相当な時間がかかってしまう状況が見受けられます。

そこで、伺います。自宅療養を続けるコロナ患者に対する日常生活支援については、保健所の責任で行うことはもちろんですが、保健所と連携し、伊丹市として何らかの支援をすることはできないのでしょうか、仮にできるとすればどのような支援が可能であるのか、お聞きします。

【多様化するストレスを要因とする不登校対策について～児童生徒の主体的な自立のためにチーム学校の体制強化を～】

続きまして、多様化するストレスを要因とする不登校対策について伺います。

例年、夏休み明けは、子どもの不登校が最も増える時期とされています。特に今年は、長期化・深刻化する新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、感染の恐れや重症化の恐れがあるなどで登校を見合わせる児童生徒が増加しているようです。また、感染拡大の影響による家庭の経済状況の変化や長期の外出自粛による家庭内の不和といった家庭環境の悪化などでの不登校が懸念されています。

さらに、コロナ禍以前からある小1プロブレム、中1ギャップなどと言う新しい環境に戸惑う不登校や、中2の壁、そして自宅学習の遅れによる学習面の不安や進学・進路への不安、また長期の在宅で生活リズムが乱れたことによる体調不安など様々な要因が複雑に絡み合うことなどで不登校の増加が見込まれるのではないかと危惧するところです。

児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立させていくためにも、そうした不登校の児童生徒やその家族を例年以上に支援することが求められていると考えます。

そこで、本市における児童生徒の不登校の実態は、コロナ禍前と後ではどのような状況となっているのか、お聞きします。

そして、そうした不登校への対応として、今回、令和3年度9月補正予算において、不登校及びその傾向にある児童生徒に対応する不登校対策支援員を全小中学校に配置する不登校対策支援員配置事業を予算計上されています。

感染症のパンデミックをはじめグローバル化や情報化が進展する社会にあって児童生徒を取り巻く社会環境が複雑化する中、児童生徒のストレスや課題も多様化しています。

学校現場において、コロナ禍以前の様々な要因が複雑に絡み合う課題とコロナ禍を起因とするストレス。そうした多様な課題やストレスなどの不登校の理由に応じた児童生徒と保護者への働き掛けや関わりにどのように対応していこうとされているのか、さらに、教育委員会として、新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援を適切に行うために、どのような対策をとろうとされているのか、それぞれについてお聞きします。

【学校教育における学びの継続の取り組みについて～学びの継続の切り札・オンライン授業の充実～】

次に、学校教育における学びの継続への取り組みについて伺います。

文部科学省は8月27日、各地で新学期の授業が本格化することを受け、校内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、臨時休校の可否を判断する際の基準となる指針を各自治体に通知されました。

主に緊急事態宣言下の学校では、感染状況によっては児童生徒2～3人の感染が判明した時点でも、潜伏期間を考慮して、5～7日間を目安に学級閉鎖を検討するよう要請するもので、全国的な感染者増加で保健所業務が逼迫する中、学校側が主体となり早めに子どもへの感染拡大を防ぐのを目的とする内容となっています。

現在、懸念されているのが、新型コロナウイルス感染拡大など様々な要因で臨時休校中などの休業期間における学びをどう継続させるかだと思います。

昨年の全国の小中高等学校一斉の臨時休校においては、子どもたちの学びをどのようにして保障をしていくかが大きな課題となり、学習プリントの配付やインターネットなどを通しての学習動画の配信など様々な方法を駆使する中で、子どもたちの日々の学びを継続させるため、教職員の方々は奮闘してこられました。そうした経験が以後の教育活動に活かされていると考えます。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大等様々な要因による学級閉鎖や学校閉鎖になった場合、学びの継続への切り札の一つが、オンライン授業だと考えますが、児童生徒の学びを止めることなく、休業期間における学習機会を保障し、教育活動を継続していくためのオンライン授業マニュアルや計画はどのようになっているのか、そして、いざというときのため対面授業だけでなくオンラインを活用した授業を取り入れるなど、弾力的な授業が必要だと考えますが、日頃から、オンラインを利用した授業を取り入れるなどの工夫をした授業のあり方についてどのように考えておられるのか、さらに、オンライン授業は各家庭の端末や通信環境の有無等、物理的な環境に影響されます。オンライン授業を受ける児童生徒とそうでない児童生徒に差異がでないよう十分考慮することが必要と考えますが、どのような取り組みなどをされようとしているのか、それぞれについてお聞きします。

【通学路の安全対策について～未来を担う子どもの命を守るため通学路の安全確保を～】

次に、通学路の安全対策について伺います。

通学路で子どもたちが犠牲になる悲惨な事故が、また、起きています。令和3年6月28日に千葉県八街市で、ガードレールや路側帯のない現場で、トラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷した事故です。

この事故を受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は令和3年7月9日、全国の公立小学校約1万

9, 000校の通学路を対象とした合同点検を行うと発表されました。

政府は今回の点検に関し、通学路の危険箇所をチェックするポイントとして、従来の「道路が狭い」「見通しが悪い」といった場所や、見通しがよく車の速度が上がりやすい道路、大型車の侵入が多い箇所などに加え、今回、新たに、保護者や地域住民から改善要請があった場所なども危険箇所のチェックポイントになるように示されました。

これまで、通学路の安全確保については、継続的に行えるように議会等で訴える中、本市は、継続的に通学路の安全確保を図るため伊丹市通学路安全対策推進会議を設置し、通学路の安全性の向上を図っています。未来を担う子どもたちのため、努力されていることは高く評価しております。痛ましい事故を防ぐための努力を怠ってはならないと考えることから通学路の合同点検は重要です。

そこで、これまでも、通学路の合同点検を継続し、危険箇所の改善が図られてきています。その結果、対策を講じてきた箇所や対策が必要とされる箇所で、いまだ対策が出来ていない箇所などの現状はどのようになっているのか、お聞きします。

そして、通学路にどんな危険が潜んでいるかは、そこで暮らす人たちが最もよく知っていることから、子どもの目線や地域住民の声を徹底的に重視する形で、危険箇所を挙げるのが重要と考えますが、今回の合同点検は、どのように危険箇所を洗い出され、どのように実施されようとしているのか、さらに、それらの通学路の危険箇所の改善はどのように行われていくのか、それぞれについて、お聞きします。

【文化施設の再配置検討と本市における演劇事業の今後のあり方について】

続いて、文化施設の再配置検討と本市における演劇事業の今後のあり方について伺います。

今、アイホールでは、演劇とコンテンポラリーダンスを企画の中心に置き、時代の変化に即した事業を展開し、公演のほか、戯曲講座や演劇、ダンスのワークショップなども通じ、幅広い世代に舞台芸術の魅力を伝えています。

また、教育機関と連携し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上等、演劇を通じた教育としてのアウトリーチ事業にも力を入れて、市民の皆様のため日々取り組まれ、市内外から高く評価されています。

そうした中、今後、同時期に大規模改修のタイミングを迎える文化施設（文化会館・音楽ホール・演劇ホール）の再配置の検討と併せて演劇ホール活用にかかるサウンディング型市場調査を行い、アイホールを新たな市民サービスの利用の場に転換する可能性について検討が進められています。

そこで、改めて伊丹市文化施設再配置検討において演劇ホール活用にかかるサウンディング型市場

調査を実施されるに至った経緯について、お答えください。

また、これを受け、演劇関係者を中心とした団体が呼びかけ人となり「アイホールを失うことは、伊丹市民や関西の多くの人にとって優れた舞台芸術を享受できる機会を失うことになる」としてアイホールの存続を望む活動が起こり、8月末には約8,000人分の署名が提出されたと新聞各紙で報道されていました。要望された内容と署名者の居住地などについて分析されていたら、状況を教えてください。

現在は、市の情報発信よりも新聞報道や街中での署名活動が先行し、現状の見えない市民の皆様にとっては、疑問と不安とが交錯する中にあります。実際、市民の方からは、アイホールがなくなるのか、今後、どのようになってしまうのかなどのお声を伺うことがあります。

そこで、今後のアイホールの活用検討の参考として、市民意識調査を実施しようとされていますが、このアンケート実施の趣旨と、そこで得た結果をどのように施策に反映しようとされているのか、考えをお聞きします。

そして、先ほど申し上げた教育機関と連携したアウトリーチ事業は、具体的に、これまでどのような形で実施されてきたのでしょうか、そして、もしアイホールが演劇以外の事業に用途転換した場合には、教育機関と連携する事業などは、どのようになるのでしょうか、それぞれについてお聞きします。

【デジタル化の取り組み状況について～豊かな国民生活と誰一人取り残さない社会の実現のために～】

最後に、デジタル化の取り組み状況について伺います。

誰もがデジタル化の恩恵を最大限に受けることができる社会を実現するための司令塔となるデジタル庁が、令和3年9月1日に発足しました。

デジタル庁は、内閣府直属で首相がトップを兼ね、その下に担当相を置き、事務方トップには民間から起用されたデジタル監が配置されました。他省庁に業務見直しなどを勧告する権限を持ち、強い総合調整機能を担い、デジタル政策の司令塔として、“誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化”の実現を目指し、約600人の職員体制でスタートしました。

デジタル化に関して日本は、2000年にIT基本法を制定したものの遅々とした歩みを続け、他の先進国に後れを取ってきていますが、デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指すとしています。

そして、スマートフォンを使って全ての行政手続きを60秒以内に完結できるようにする将来像を

示しています。また、各種給付金の迅速な支給や行政コストの削減などにもつながるとしています。

各省庁の縦割りを打破し、行政事務の効率化や国民サービス向上につながるデジタル改革、デジタル社会を進めていくための最初の大きなステップだと考えます。

本市においては、Smart Itamiをはじめ、国のデジタル化の動きに柔軟に対応し、本市のデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、本年4月にデジタル戦略室を設置し、デジタル改革を推進する組織体制を整備されたことについては、国に先駆けた機敏な対応として評価しています。

デジタル化の推進は人口減少・少子高齢化が進む日本の成長にとって欠かせない取り組みだと考えることから、これまで、本市のデジタル化の方向性と戦略などをはじめ、デジタル化の推進について伺ってまいりました。

持続可能な行政サービスを実現するためには、早期にスマート自治体に転換することが求められており、その実現の核となるのはICTの活用、とりわけ、AI（人工知能）・RPA等の先端技術を積極的に活用することが重要です。市民サービスの質の向上や職員の事務の効率化をより一層進めるためにも、今後、拡充すべきだと考えています。

そこで、まず、令和2年度、（一般財団法人）地方自治研究機構と共同で取り組んだ「共同調査研究事業」において、「AI関連の調査研究」や「文書管理・ペーパーレス関連の調査研究」を実施されましたが、研究結果とそれを生かした今後の展開についてお聞きします。

そして、ビッグデータ、AIなどのデジタル技術の積極的な活用を図ることは、市民サービスの向上や行政の業務効率化にもつながると考えますが、民間事業者が持つビッグデータを利活用し、施策の企画立案や効果検証を支援するシステムを導入する「ビッグデータ利活用推進事業」を令和3年度9月補正で提案されています。具体的にどのような利活用を想定しているのか、お聞きします。

次に、新庁舎におけるネットワーク環境について伺います。

行政文書等の電子化、ネットワーク環境を利活用したWeb会議やテレワークそして各種手続きのオンライン化、新しい窓口サービスなどが加速度的に進められ、これまで以上にネットワーク環境の強化が求められています。そして、今、インターネットを通じてコンピューターシステムに不正侵入し、被害を与えるサイバー攻撃の脅威も高まっています。また、データの高速化・大容量化が可能となる第5世代移動通信システム（5G）通信環境が整えられてきています。

来年秋に開庁する新庁舎は「スマート庁舎」として、これからの伊丹市のデジタル化を推進していく要になることを期待しています。これまでとは違った新しいネットワーク技術が取り入れられるものと予想していますが、新庁舎のネットワーク環境はどのようなものをお考えられるのか、さらに、

それらネットワークはどのような効果をもたらすのか、お聞きし、一回目の質問を終わります。

市長藤原保幸

私から、第5次総合計画の最終年度にあたっての総括について、お答え申し上げます。

平成23年にスタートした第5次総合計画の期間を振り返りますと、既に日本が人口減少時代に突入し、地方創生によりクローズアップされた都市間競争・地域間競争のキーワードのもと、地域の創意工夫による持続可能なまちづくりが強く求められるようになり、少子高齢化の進展、公共施設やインフラの老朽化、東日本大震災をはじめ風水害等、自然災害の甚大化への対策や都市の魅力の創出に市民活動や地域活動を担う多様な主体との協働によって地方自治体が主体性を発揮して市政運営に取り組む必要が高まってまいりました。

このような社会情勢の中、平成23年度を初年度とする第5次総合計画では、「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」の実現に向けて取り組んでまいりました。

この間の主な取り組みとしましては、基本目標「市民が主体となったまちづくりの実現」において、主体的なまちづくりを推進するための地域自治組織制度の創設、地域総括交付金制度による地域コミュニティ基盤強化、また、多様性を認め合う共生社会を推進するためセクシャルマイノリティの方に対する相談支援体制の整備、男女共同参画センター「ここいろ」を開設したほか、公共施設マネジメントや行財政プランを推進するなど自律的な行財政運営に務めてまいりました。

政策目標1「支えあいの心でつくる安全・安心のまち」においては、災害時に迅速かつ的確に対応するための防災センターや屋外拡声器の整備と災害時協力井戸制度の創設、また、保健医療の向上及び福祉の増進のために市内9か所の地域包括支援センターを整備したほか、安全・安心な教育環境の整備において学校園施設の耐震化100%を達成しました。さらに、安全・安心見守りネットワークの整備により街頭犯罪認知件数がカメラ設置前の平成26年との比較では令和2年には約65%の減少となったほか、防災拠点として市民の暮らしを守り支える新庁舎の整備や、高度で良質な医療を提供するための統合新病院の整備にも着手しました。

政策目標2「未来を担う人が育つまち」においては、子どもの成長発達を一貫して支援できる組織体制の整備や、認定こども園、幼児教育センターの整備、子育て世帯の負担軽減を図るための段階的な幼児教育の無償化、5年連続で年度当初の待機児童ゼロの実現、児童くらす対象児童の小学6年生までの拡大、全中学校での完全給食を実施したほか、公園のような図書館をコンセプトとした「ことば蔵」や、こども発達支援センター「あすばる」を整備しました。

政策目標3「にぎわいと活力にあふれるまち」においては、伊丹市の活性化に寄与する清酒発祥の

ストーリーが日本遺産に認定され、伊丹大使による魅力の発信、また、産業振興と雇用確保のための企業立地支援や商店街の活性化支援のほか、中心市街地活性化のためのイベント支援等を実施しました。

政策目標4「環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち」においては、安全で快適な道路空間整備のための自転車レーンの整備や電線類の地中化を推進し、阪急伊丹駅周辺路上駐輪ラックやJR伊丹駅前のハイテク地下駐輪施設の設置とともに啓発活動などにより放置禁止区域内の放置自転車台数が平成22年との比較では令和2年には約90%の減少となったほか、地球温暖化対策のための街路灯・公園灯のLED化100%を実施しました。

これら様々な取り組みにより、全国的な人口減少局面ではありましたが、第5次総合計画の計画期間である10年間で本市の人口は、196,303人から198,141人と約2千人増加し、目標年次の計画人口197,000人を大きく上回りました。直近に実施した令和元年度の市民意識調査では、「住みたい」「住み続けたい」との回答がともに85%を超える結果となり、これらは議員各位はもとより、市民の皆さまとの協働と参画によりまちづくりを進め、伊丹のまちが市内外から評価をいただいたことによるものと考えています。

しかしながら、昨年来、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症により第5次総合計画の最終年度の事業は大きく影響を受けました。感染症の拡大は日本全国で深刻な事態を引き起こし、これまで4度の緊急事態宣言が発出される中、学校の休校措置をはじめ各種事業の中止、事業活動や地域活動の自粛など市民の皆さまにもご負担やご協力をお願いしてきましたが、いまだ収束の兆しが見えない状況です。

本年4月からスタートした第6次伊丹市総合計画においては、新型コロナウイルス感染症がもたらした市民生活や社会経済活動の変化に即した公共サービスへ各施策を進化させなければなりません。デジタル化の急速な進展や新しい生活スタイルの定着など時代の転換期において、市民の命と健康を守り、市民の生活や雇用の確保、事業継続の対策に全力で取り組み、「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現で、さらに多くの人から「選ばれるまち」を目指してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

財政基盤部長天野純之介

私からは、行財政プランに掲げた目標の達成状況に関するご質問についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、本市では、少子高齢化や公共施設の老朽化対策といった中長期的に市財政に大きな影響を与える課題を把握し、その対応策に取り組むことにより、将来にわたる財政の自立性の

確保と健全な財政基盤を構築することを目的に、令和2年度を計画の最終年度とする行財政プランに基づき不断の行財政改革に取り組んできたところです。

本プランでは、魅力ある都市経営に資する事業や公共施設の老朽化対策など、必要な事業を実施するための財源を確保し、将来に負担を先送りにしないための枠組みとして政策的・投資的経費の一般財源や市債発行額の上限を定めた財政規律に加えて、不測の事態に備えるための財政調整基金現在高の目標額や健全性を維持するための健全化判断比率等の目標水準を設定した財政指標の目標を掲げ、健全な財政運営に取り組んできました。

ご質問の1点目、財政規律の達成状況についてですが、令和2年度決算における投資的経費のうち、「再配置計画推進分に係る一般財源及び市債発行額」が公共施設マネジメントの推進により単年度の規律を超過しました。

これは、新庁舎整備事業や（仮称）市立伊丹ミュージアム整備事業等の大規模な案件が令和2年度に集中したことによるもので、5年の計画期間における一般財源及び市債発行額は規律の範囲内に収まることから、財政規律は維持できたものと考えています。公共施設マネジメントは市民や議会の理解を得ながら進める必要があり、これらの財政規律で定める一般財源等の額は事業の進捗に応じて年度間の増減が生じるものであるとともに、公共施設の機能集約や長寿命化は将来の財政負担を軽減させる効果があることから、必要な事業を先送りすることなく実施することによって、将来の更新経費の縮減が図れたものと考えています。

なお、令和2年度決算におけるその他の項目はすべて単年度の規律を維持し、目標を達成することができました。

一方、5年の計画期間での財政規律については、「政策的経費に係る一般財源」が、平成30年度及び令和元年度において、国に先駆けて実施した幼児教育・保育の段階的無償化をはじめとする、幼児教育推進計画関連施策の実施により規律を超過しましたが、幼児教育推進計画関連施策に要する経費は幼稚園跡地等の売却により措置できる見込みとなっています。また、「投資的経費（インフラ・その他分）に係る一般財源」についても規律を超過しましたが、交付税措置のない市債の発行を抑制したことなどが要因となっており、これにより将来の公債費負担の軽減が図れたものと考えています。

なお、「政策的・投資的事業の取組方針」全体としては規律を維持できたほか、その他の項目については、すべて規律を維持することができたことから、魅力ある都市経営に資する事業の実施と公共施設マネジメントの推進を両立しつつ、計画期間を通して将来を見据えた健全な財政運営が確保できたものと考えています。

ご質問の2点目、財政指標の目標の達成状況についてですが、国の経済対策等に伴う国庫補助金や

財政措置の手厚い市債などの有利な財源を積極的に活用したほか、繰上償還を行ったことなどにより、健全化判断比率や資金不足比率などの各指標は引き続き良好な数値を維持するとともに、計画期間を通して目標を達成しました。

一方、財政調整基金現在高については、令和2年度末における標準財政規模に対する割合は16.3%となり、目標とした20%には至りませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症対策に充てる財源として取り崩しを行ったことによるものであり、市民生活や地域経済の支援に取り組むうえで、やむを得ないものと考えています。

なお、令和3年度から6年度を計画期間とする新たな行財政プランでは、財政調整基金現在高について、災害発生等の不測の事態に機動的に対応できる額を確保しつつ、過度な資金保有とならないよう、一定の幅をもって管理することとしており、標準財政規模の17%から20%の範囲を目標に積み立てを行う予定としています。

今後の行財政運営にあたっては、社会保障関係経費の増嵩や公共施設等の老朽化対策に伴う公債費の増加、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の伸び悩みに加え、新型コロナウイルス感染症対策など、市財政に大きな影響を与えるさまざまな課題に直面しています。

こうした課題に適切に対応しつつ、自立的で持続可能な行財政運営を維持するため、公共施設マネジメントの推進や効率的・効果的な行政経営、公営企業の経営改革等、新たな行財政プランに掲げる取り組みを着実に実行するなど、引き続き、不断の行財政改革に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種推進班長大橋吉英

私からは、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策」についてのご質問の内、「若年層へのコロナワクチン接種推進対策」についてお答えいたします。

まず、「年代別などワクチン接種状況」についてですが、本市の令和3年1月1日、住民基本台帳人口203,509人における、本年、9月12日時点の年代ごとのワクチン接種状況は、本市65歳以上の2回目接種者は45,701人、接種率にしまして88.3%、2回目を接種された方について、60歳から64歳では8,077人、接種率80.7%、50歳代では19,045人、接種率67.8%、40歳代では17,774人、接種率56.2%、30歳代では9,763人、接種率41.5%、20歳代では、7,274人、接種率34.6%、12歳から19歳では2,180人、接種率14.0%となっております。市民全体の2回目接種者は109,814人、接種率にしまして54.0%となっております。

次に、「若者の接種率向上につなげる取り組み」についてのご質問ですが、新型コロナウイルス感

感染者数は、9月9日の兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の発表資料によりますと、兵庫県内では、7月以降の感染者数は30歳代以下が6割を超え、感染経路は家庭内感染が約7割であり、特に10歳代以下では「学校・園」での感染が拡大していると報告されています。

ワクチン接種につきましては、発症を防ぐ高い効果があり、また、重症化の予防効果も認められることから、感染拡大を防ぐためには、より多くの方に接種していただくことが重要と認識しております。このため、本市では、7月21日までに12歳以上の全ての方に対する接種券の発送を完了し、接種を実施してまいりました。

しかし、現状では特に30歳代以下の方の接種率が低いことから、接種率向上に向けた取り組みが喫緊の課題と考えており、特に感染拡大が顕著な若年層から順次、接種勧奨の案内ハガキを送付し、ワクチン接種に伴う副反応などのデメリットや有効性などのメリットをお知らせし、より正確な情報を適切に判断いただき、ワクチン接種への積極的な検討をお願いしているところです。

加えて、現在、接種を行っている集団接種会場では、特にニーズが高い、土曜日・日曜日の予約枠数を増加させるなどの取り組みを併せて行うことにより、若年層の接種がしやすい環境の整備も行ってまいります。

また、議員ご案内のとおり、SNSなどの媒体などからの、接種後の副反応などに対する誤った情報が流されており、正しい知識が十分に備わっていないことが考えられますので、接種への不安を解消するため、「広報伊丹」や「市ホームページ」などで、接種後の副反応の症状や相談窓口の案内、予防接種健康被害認定制度に関することなど、接種に関する正しい知識の啓発を行ってまいりました。

今後とも円滑なワクチン接種に向け、引き続き市民の皆さまへ迅速かつ正確な情報提供に努めるとともに、若年層の接種率向上に向けて、必要な体制整備を進めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

市長付参事米倉康明

私から、「新型コロナウイルス感染症への対応について」の内、「自宅療養者など家庭への支援策」に係るご質問にお答えいたします。

現在は流行の第5波の只中にあると言われ、兵庫県におきましては7月第2週付近より拡大の兆候を見せ、8月18日には1日当たりの陽性者数が、過去最高の千人を超えまして、2週間程度高止まりの状態が続きました。以降9月に入り現在に至るまで、やや減少の傾向は見られますものの、現在の感染の中心がそれまでとは異なる変異株に置き換わっているとの分析もございますことから、今なお予断を許さない状況にあるものと認識しております。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針におきまして、はじめて無症状者や軽症者への対応として自宅療養を可能とする方針を発出しましたのは、第4波の感染拡大期である令和3年4月9日以降であり、兵庫県全体で申し上げますと、令和3年8月27日の自宅療養者数4715人をピークに、9月7日現在で3701人となっています。その中で、伊丹市単独の状況の公表はなされてごいませんが、兵庫県伊丹健康福祉事務所に問い合わせる中では、同管内におきまして約350人、その内、伊丹市・川西市・猪名川町の人口割等から約6割の200人程度いらっしゃるのではと推定しております。

もちろん、兵庫県伊丹健康福祉事務所におきましては、お一人おひとりの日々の健康状況を確認し、症状が悪化した場合には入院等の措置に移行する対応をされているものとお聞きしております。しかしながら、一時期には県全体で1日千人の陽性者が発生し、病床のひっ迫の懸念等の報道につきましてもお聞きしている中、実態といたしましては私どもも掴み切れておりません。

そして何よりも、このように多くの市民のみなさまが、今にも発症しないか、またあるいはお世話をされている同居のご家族ともども、家族に感染しないかのご不安の中で、自宅での療養生活を送られているであろうことは想像に難くありません。

これら自宅療養者への物的支援といたしましては、兵庫県におきまして、方針を打ち出した4月より、自宅療養者並びに待機者の内、希望者に対しまして、陽性者ご自身で脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定いたしますパルスオキシメーターの貸与と併せまして、食料や衛生用品、日用品等5日分を提供されているとの情報をお聞きしております。

議員ご案内の、県や健康福祉事務所と連携した支援につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第3条におきまして、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策実施に当たっては、相互に連携協力することとなっております。そしてこれを実際の対策に繋げます基本となりますのが、同法第8条に規定され、本市では平成27年7月に策定いたしました「伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画」におきまして、「自宅療養に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合は、国・県と連携し、必要な支援を行う」と規定しております。

令和3年8月25日と9月6日には、厚生労働省・総務省の連名で、「自宅療養者等に係る個人情報提供等に関する取扱いについて」との文書が発出され、自宅療養者等への生活支援のための情報連携に関する通知がございましたことから、現在は兵庫県伊丹健康福祉事務所からの要請に基づきまして、自宅療養者の内で呼吸に不安のある方に対しまして、パルスオキシメーター貸与につき支援を行っている所です。

また、現在、兵庫県から陽性者の内、希望される方に対しまして、パルスオキシメーターと共に、

5日分の食料や日用品等を提供しておりますことから、本市といたしましても、兵庫県伊丹健康福祉事務所からの情報提供を受ける中で、市内の自宅療養者に向けて食料等の追加支援を早期に実現してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育長木下誠

私から、「多様化する課題やストレスへの不登校対策について」のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会を取り巻く状況は一変し、教育においても、昨年度当初には全国一斉の臨時休校が行われるなど子どもたちは、様々な面で大きな影響を受けました。その中で、喫緊の課題として大きく浮かび上がってきたのが「不登校」です。

そこで、1つ目の「コロナ禍の前後における、不登校及びその傾向にある児童生徒の状況、また、その分析について」ですが、令和元年度と令和2年度の不登校児童生徒数を比較しますと、小学校においては、58人から109人へ51人の増、前年度の1.88倍、中学校においては、138人から207人へ69人の増、前年度1.50倍となっています。

このような急激な増加の要因としましては、1つには、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校により、ゲーム依存や昼夜逆転による「生活習慣の乱れ」があること、2つには、親の失業や経済的不安などによる「家庭環境の変化」などがあること、3つには、新型コロナウイルス感染への不安などから学校を休むことに対するハードルが低くなるなど、「学校に行くこと」に対する価値観の変化があること等が考えられます。

昨年度は、このように、「新型コロナ」の影響を大きく受けましたが、これまでも不登校は本市の大きな課題でした。課題を改善していくためには、まずはその要因を明らかにし、その要因に的確に対応することです。不登校の要因は、「学校に起因するもの」「家庭に起因するもの」「本人に起因するもの」に大別されるのですが、その中でも「本人に起因するもの」が圧倒的に多く、（小学校で80.7%、中学校で74.9%）その内訳をみますと、「不安などの情緒混乱」（小学校35.8%、中学校35.3%）、「無気力」（小学校22.0%、中学校32.4%）が上位を占めています。

このようなことから、「個々の子どもたちは、どのようなことに不安を覚え、情緒が混乱しているのか」「何が原因で無気力となっているのか」などを分析し、対策を講じていくことが大切です。

議員ご案内のとおり、一般的に、子どもたちの心が不安定になりやすいのは、長期休業明けです。その不安な気持ちを払拭する一番の力（エネルギー）となるのは、子どもたちに、「学校は楽しい、学校へ行きたい」と思う気持ちが起こることです。そのような気持ちを育てるためにも、「自分の居

場所のある学級・学校づくり」「分かる授業の創造」に全力を注いでまいります。

次に、「多様な課題やストレスなどによる不登校児童生徒と保護者への働きかけや関わりについて」ですが、不登校の要因は様々であり、その対応も多岐にわたります。まずは、全ての教職員が児童生徒の不安を受け止め、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、「チーム学校」として、それぞれの立場による専門性を生かした支援を行ってまいります。また、個々の児童生徒の不登校の要因を分析し、教育面における支援にとどまらず、心理的、福祉的な視点からも対策を講じるなど、不登校児童生徒及びその保護者に寄り添った対応を行ってまいります。そして、今回の危機的な状況に迅速に対応するために、9月補正で「不登校対策支援員配置事業」をお願いしました。ご承認いただきました折には、学校は一人でも多くのマンパワーを求めていますので、全小中学校に不登校対策支援員を配置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、登校時の出迎えや電話連絡などの「登校支援」、別室や放課後における「学習支援」、家庭訪問等の「校外支援」など学校の状況に応じて実施してまいります。

最後に、「新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援について」ですが、臨時休校を通して、改めて「学校の存在価値」が見直されました。全ての児童生徒にとって、「自分の居場所がある学級・学校づくり」を行うことや、子どもたちが毎日学校に来て友だちや先生と触れ合う中で「学校が楽しいと感じる状況」を作ってまいります。また、日々の教育活動や行事において、一人ひとりの子どもが自分の良さを生かすことができるような機会や場面を設け、自らの役割を果たすことで達成感を味わったり、得意とするものに没頭したりすることで、自尊感情を高めてまいります。

もう一つは、「わかる授業の創造」です。「わかる授業」は学校教育の原点であり、最大の生徒指導であり、最大の教育相談です。子どもたちが、「僕もやればできるのだ」「学ぶことは楽しい」と感じる授業を実践してまいります。

「家庭環境に係る状況の悪化に対する支援」につきましては、関係部局との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーのより一層の活用等を推進することで、学校を支援し、一人でも多くの不登校及び不登校傾向にある児童生徒を支援してまいります。

市教育委員会としましては、「新たな不登校児童生徒を生まない」「不登校を減らす」ことを第一義に、子どもたちの「社会的自立」に向けた取組にも力を注いでまいります。不登校を減らすために何よりも大切なことは、校長のリーダーシップです。管理職に「何としても不登校を減らそう」という熱い気持ちがあれば、不登校の減少は期待できません。管理職のリーダーシップを育て、一人ひとりの教員が全力で不登校に立ち向かっていく状況をつくるよう全力で取り組んでまいりますのでご

理解賜りますようお願いいたします。

学校教育部長早崎潤

私からは、「学校教育における学びの継続の取組」および「通学路の安全対策」に関する、数点のご質問にお答えします。

まず、「学校教育における学びの継続の取組」についてお答えします。議員ご案内の、「臨時休校中などの休業期間における学びをどう継続させるか」につきましては、誰一人取り残さない教育を推進する本市教育委員会にとって非常に重要なことと認識しており、今後、臨時休校時等に学習を継続していく上で、オンライン授業は有効なツールの1つであると考えております。

議員ご質問の「オンライン授業のマニュアルや計画」につきましては、8月27日付け教育長通知「緊急事態宣言発令期間中の教育活動等の実施について」により、本市教育委員会から学校に対して、学びを止めないための対応について周知しております。具体的には、3つの対応を挙げております。

1つめには、学校が臨時休校または、学年・学級閉鎖となった場合は、「オンライン」による教育活動を実施すること。

2つめには、濃厚接触等による「出席停止」となった児童生徒に対しては、オンラインによる授業配信や、授業支援システムによる課題の送受信、健康観察を実施すること。

3つめには、教職員間で感染拡大が起こった場合を想定し、授業等配信体制を整備すること、としております。

1つめの、オンラインによる教育活動につきましては、文部科学省通知に、「課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること」と示されていることに基づき、課題の出し方や質問の受けつけ方などを工夫し、児童生徒の実情に応じた柔軟なものとしながら、目標としては、教育課程に位置づけ、学習進度を維持できる授業をめざすものとしております。

また、授業の配信以外にも、オンラインによる朝の会や終わりの会を実施し、健康観察や児童生徒の状況把握を行い、規則正しい生活習慣の維持を図ってまいりたいと考えております。

続いて、議員ご質問の「日頃からオンライン授業を取り入れる工夫をした授業のあり方」についてですが、先ほどもご説明しましたとおり、学校、学年、学級単位で閉鎖されない場合でも、出席停止となった児童生徒に対しては、オンラインによる授業配信や、授業支援システムによる課題の送受信などを柔軟に行ってまいります。実際に、現在、一部の学校では、授業支援システムを用いた健康観察や課題の配布・回収、Web会議システムを用いた朝の会や学習指導等、児童生徒の実態に応じて

実施しています。今後は、これらの事例を市内で共有し、全ての学校でオンラインを活用した授業が充実できるよう努めてまいります。

最後に、議員ご質問の「家庭での通信環境に影響されない取り組みは」につきましては、オンラインで授業を受けることができない児童生徒に対しても、差異が大きくなるように、家庭訪問による学習プリント等の配布・回収、電話による学習状況の把握や健康観察、特に配慮を要する児童生徒については、特別に登校させることで関係をつなぎ続けるなど、学習の継続や規則正しい生活習慣の維持に努めてまいります。

オンラインを活用した授業につきましては、初めての取組も多く、実施するうえで様々な問題が発生することが予想されますが、子どもたちの学びを守り、誰一人取り残さない教育を実現できるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、「通学路の安全対策」についてでございますが、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では、各小学校の通学路において、関係機関と連携して交通安全に関する「緊急合同点検」を実施するとともに、必要な対策について協議・検討し、対応してまいりました。

また、通学路の交通安全確保につきましては、各学校関係者による要望や対策の改善・充実等の取組を継続することが重要であることから、この緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年5月に「伊丹市通学路安全対策推進会議」を設置いたしました。

この「伊丹市通学路安全対策推進会議」において、「伊丹市通学路の安全確保に関する取組方針」を策定し、現在、市教育委員会や警察、市・県・国道管理者等の関係機関と連携を図るとともに、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努めているところでございます。

ご質問の「対策を講じてきた箇所や対策が必要とされる箇所でもまだ対策が出来ていない箇所などの現状はどのようになっているのか」についてですが、「伊丹市通学路安全対策推進会議」設置後、本会議にて協議・検討を行った箇所は、令和3年3月末時点で109箇所あり、その内98箇所については対策が完了しております。また、残りの11箇所につきましても、対策案が取りまとめられ、現在、完了に向けて事業を行っております。

次に、「今回の合同点検に係る危険箇所の洗い出し、実施方法、改善方法について」ですが、議員ご案内のとおり、この度の千葉県八街市での事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁により「通学路における合同点検等実施要領」が作成され、これまでの観点に加え、①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、②

過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、③保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所などの新たな観点についての確認が必要であることが示されました。

このことを受け、市教育委員会から、各小学校に対して、新たな観点も踏まえた危険箇所の抽出を依頼いたしました。現在、各小学校において、保護者や地域からの情報提供を受けたうえで、危険箇所の抽出を行っており、9月末を目途に市教育委員会へ報告することとしております。

今後につきましては、今回、各小学校から報告があった箇所を基に、過去の合同点検を実施してきた箇所の結果も踏まえながら、合同点検の実施箇所について洗い出しを行ってまいります。また、必要に応じて地域住民の方の意見を取り入れながら、伊丹警察署や市関係部局、学校と連携し、合同点検を実施してまいります。

その結果を踏まえ、「伊丹市通学路安全対策推進会議」において、対策が必要と判断された箇所について、対策案の検討・作成を行い、危険箇所についての改善を実施してまいります。

児童生徒の安全を確保するための環境を整備することは非常に重要であり、今後も引き続き、警察や道路管理者等と連携を図り、道路事情等の情報収集に努め、登下校時における児童生徒の安全確保につなげるとともに、各学校や保護者、地域からの通学路に関する相談等に、迅速に対応してまいります。

都市活力部長西本秀吉

私からは、文化施設の再配置検討と本市における演劇事業の今後のあり方についてのご質問のうち、「演劇ホールの教育機関と連携したアウトリーチ事業」についてお答えいたします。

最初に、教育機関と連携したアウトリーチ事業は、これまでどのような形で実施されてきたかについてですが、平成22年5月、文部科学省では「コミュニケーション教育推進会議」を設置し、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るための具体策や普及のあり方についての議論が進められ、また、文化庁では「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」事業を展開され、芸術家と教員の連携による芸術表現活動を取り入れたワークショップ型授業を推進されました。こうした背景の下、演劇ホールにおいても演劇を活用して、子どもたちのコミュニケーション能力を向上させる取り組みができないか検討がなされ、教育現場と連携したアウトリーチ事業が実施されることになりました。

平成23年、文化庁の「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」事業に採択され、演劇関係者が東中学校と県立伊丹高校に出向きアウトリーチ事業がスタートいたしました。

さらに翌年には対象を拡大し、小学校においても事業を実施しました。その後、文化庁の事業は「文化芸術による子供育成総合事業—コミュニケーション能力向上事業」と名称が変わりましたが、令和2年度まで継続して実施されています。

アウトリーチ事業では、対象を小学校4年生以上、1クラスあたり3時限の授業とし、主な指導者としてプロの演出家や役者を1名、加えて補助者5名を派遣し、演劇ホール職員もコーディネーターとして1名参加しています。現在の代表的な授業内容を紹介しますと、5・6人の班に分かれた生徒が、机の上のものを擬人化し、セリフを考え、演出をつけ、最後にクラス全員の前で発表を行うことで、想像力、ディスカッション、対話・表現など創作過程を通じて様々な力を養うことを目的とした事業が実施されています。また、劇創作を通じて「書き言葉」と「話し言葉」の違いと特性に気づき、「話し言葉」というコミュニケーションをより自覚的に把握するプログラムとなっておりまして、少ない年で2校、多い年では6校程度が採択されています。

次に、もし演劇ホールが劇場以外の事業に用途転換した場合には、それらもなくなってしまうのかについてですが、仮に演劇ホールを別用途で利活用されると想定した場合においても、演劇・舞踏を含めた市民の自由な創造活動を促進していくために、いたみホールをはじめとした他の公共施設を活用した事業展開は、可能であると考えております。

また、教育機関と連携したアウトリーチ事業をはじめとした教育現場における文化振興施策につきましては、これまでも、演劇だけでなく、歴史、俳諧、音楽など幅広い分野にて取り組んでいるところであります。今後、教育活動の中で、どのような文化振興施策を行なうことができるのかについて、教育委員会や学校園などとも連携し、引き続き取り組みますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

総合政策部長辻本彰子

私から、文化施設の再配置検討と本市における演劇事業の今後のあり方についてのご質問のうち、文化施設の再配置検討についてお答えいたします。

まず、演劇ホール活用にかかるサウンディング型市場調査を実施するに至った経緯についてですが、令和3年度からの8年間で計画期間とする第6次伊丹市総合計画の期間中には大型ホールを有する文化施設である文化会館、音楽ホール、演劇ホールの3施設が大規模改修の時期を迎えることとなります。これら3つの文化施設は伊丹市公共施設再配置基本計画における再配置方針として「中心市街地という良好な立地条件を有していることを踏まえ、施設を個々の単位ではなくエリアとして捉え、他の施設分類も含めた事業間連携や民間活力の活用など、都市の魅力創出や活性化に繋がる有効活用に

について検討」することとしており、具体的な検討事項として「3館全てを現状と同様の運用・運営形態で将来にわたって事業継続していくことは、事業の効果、施設の有効活用、財政負担の観点から見直しを図る必要があり、事業の集約、余剰空間の活用、民間活力の活用など、施設を最大限有効活用する方策について検討」を行うこととしております。

この文化施設3館のうち演劇ホールについては、これまで専門的かつ独自性の高い事業展開を実施し、「地域創造大賞・総務大臣賞」や「文化庁芸術祭優秀賞」を受賞するなど芸術文化の分野で高い評価を得てきた一方で、市内の他のホールと比較して来館者数が伸び悩んでいることや、利用者に占める市民の割合が低いこと、利用者1人あたりのコストが高いことなどの課題を抱え、さらに特殊な舞台設備の老朽化に伴い数年の内に約4億円の改修工事が必要であると見込まれています。

この機を当該施設における行政サービスのあり方を検討する契機と捉え、平成30年度及び令和2年度の国土交通省主催のサウンディング型市場調査とは別に、市独自で演劇事業を含む「芸術文化・スポーツ」の範囲でサウンディング型市場調査を実施し公民連携の取組により、にぎわいの創出や更なる市民サービスの充実・向上を図る可能性について検討を進めていくこととしました。

本年7月から8月にかけて本市が実施した、アイホール活用に関するサウンディング型市場調査では、ディスプレイ業やイベント制作業などを営む民間事業者5社から事業提案がありました。

具体的な内容といたしましてはイベントホールの高さを利用した「子供向けの屋内アスレチック施設」と喫茶店を「コワーキングスペース」とするプランや6月24日の都市企業常任委員協議会でご紹介いたしました「クライミング・アスレチック施設」のプラン、また、イベントホールの空間をそのまま活用して、「ライブラリーカフェ」とすることで、演劇事業の継続が可能となるプラン、ダンスやBMXなどの「ストリートカルチャーの体験空間」、図書をキーワードとした「子育て・コミュニティ施設」といった提案がありました。現在、事業の実現可能性を見極めるべく、事業スキームや採算性について個別に調査・研究を進めているところです。

次にアイホールの存続を望む署名の内容についてですが、本年8月30日、演劇関係者からなる「アイホールの存続を望む会」、「伊丹市内中学高校演劇部OB OG会」そして「市民とアイホールのことを考える実行委員会」の代表者が、署名8,057人分を市長に直接手渡されました。提出した団体の各代表者から「十分な議論ができるよう時間をかけて」「当事者の言葉を聞いて、計画を練り直して」や「市民にもっと丁寧に説明してほしい」あるいは「採算性や経済効率のみでその存在を判断しないで」という要望のほか、アイホールに対する思いをお聞きしました。

8,057人分の署名のうち、氏名及び住所が自筆された手書の署名は2,915人分、またウェブシステムによる電子の署名は5,142人分で、氏名、居住の市町村区、郵便番号、国、賛同の日

付の一覧表で提出されました。居住地の内訳では、市内在住者の署名は手書が1, 212人分、電子が278人分で全体の18%、また市外在住者の署名は手書が1, 597人分、電子が4, 670人分で全体の78%を占めています。そのほかイニシャルや氏名以外が記載された「氏名の不備」が51人分、「住所の不備」が82人分でそれぞれ1%、また「重複している署名」が167人分で2%ございました。

最後に市民意識調査の趣旨と、そこで得た結果をどのように施策に反映するのかについてですが、今回の市民意識調査は、アイホールの今後のあり方について市民の意見をお聞きするため、市内在住の満18歳以上の方から無作為に選んだ3, 030名を対象に、9月10日にアンケート調査のはがきを郵送し、インターネットを使ったアンケートフォームから回答する方式を採用しました。回答の締め切り日を9月27日としておりますことから、10月末には集計結果がまとまり、11月には市ホームページで公表が可能です。

今後は、市民意識調査と並行して市内中学高校の演劇部など市内演劇関係者から、演劇事業の形態・規模・演目にかかる改善や演劇事業の継続方法についても意見を伺う予定です。

今回の市民意識調査の結果と共に、これからの文化施設3館の活用方策の検討につながる市民向け説明会を開催するなど、直接市民の皆様の意見をお伺いする機会も設けてまいりたいと考えております。

市長付参事柵村義則

私からは、デジタル化の取り組み状況に関するご質問にお答えいたします。

1点目の「Smart Itami」に関する質問のうち、「共同調査研究事業」についてでございますが、まず、AI関連の調査研究としましては、スマート自治体を推進するにあたり、部門を問わず利用可能な技術として、チャットボットによる自動応答、文字認識、音声認識と、多言語間翻訳といった4つのAIを選定しました。

検証結果ですが、チャットボットによる自動応答では、5月下旬から9月末までの約5か月間で16, 392件の質問を受け付け、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や特別定額給付金の手続きに関する案内ページへ誘導しました。また、アンケートでは「24時間使える」、「電話・窓口より気軽」といった評価をいただきました。

また、音声認識では、会議録を人が作成する場合に比べ54.7%の時間で作成できることが実証されました。

AI関連の研究結果を活かした今後の展開としましては、これら2つのAIについて令和3年度の

事業化につなげました。なお、文字認識と多言語間翻訳については一定の効果は認められたものの、十分な効果を見込みがたいとして採用を見送りました。

次に、文書管理・ペーパーレス関連の調査研究としましては、文書削減に向けた聞き取り調査・実地作業や先進的な自治体の視察、文書管理ルール・基準の見直し等に取り組みました。

その結果、本市における課題として、従前どおりの紙文書中心の事務処理により、庁舎内のスペース不足や職員の文書管理に係る事務量の増大が生じていることや、現在の文書管理システムにおいて紙文書への押印による承認を行うことが、テレワークの推進や、効率的な業務遂行の障壁となっていることが見えてまいりました。

さらに、各職場における聞き取り調査を進めながら、文書整理作業を行った結果、平成30年度の文書量に対し、約30パーセントの文書量削減を実現しました。あわせて、課題を解決するために、電子文書の管理方法を盛り込んだ文書のライフサイクルについて検討を深めました。

ペーパーレス推進の研究結果を活かした今後の展開でございますが、新たな紙文書の発生を抑制するため、令和4年度より電子決裁機能を有した文書管理システムを導入する予定です。新しいシステムでは、文書の収受、起案、保管、廃棄といった文書事務を原則電子化し、決裁過程においてこれまで押印で行っていた承認行為を、システム内で電子的に行うことにより、各職場における事務の効率化を進めます。あわせて、既存文書の電子データ化、グループウェアなどICTツールの効果的な活用もさらに進めます。

こうした「共同調査研究事業」の研究成果を活かしながら、更なる働き方改革を進め、スマートな職場環境の構築を目指してまいります。

2点目の「ビッグデータの具体的な利活用方法」についてでございます。

今回の事業では、スマートフォンの位置情報と、検索エンジンの提供により収集される検索ワード、そしてそれらのユーザ属性情報を活用し、市民が現在、何に興味があり、また、どのような移動をしているのかを調べることができます。そして、全国の人たちが伊丹市に対してどのような興味を持っているのか、全国のどこから、どんな人が本市を訪れているのか、訪れた人がどんなことを検索しているのかを調べることができます。そのような情報について、年度間や他市と、あるいは、これまで職員が想定していた前提とを比較し、様々な施策について、より客観的な数値に基づいた検討を進めることができるようになると考えております。例えば、施策のプロモーションであれば、ターゲットとなる人物像を想定し、そのターゲットがどのような興味関心を持っているのか確認して、そのプロモーション手法を検討することや、イベントの開催時に、本市にどこから人が、どの程度集まってきているのか、効果を確認するなどして、政策の企画・立案に活用してまいります。

3点目の「新庁舎のネットワーク環境とその効果」についてでございますが、最新の技術を活用した新庁舎の統合ネットワークは、議員ご案内のとおり、伊丹市のデジタル化の要となる「スマート庁舎」を支える重要な情報基盤でございます。

現在は用途に応じて個別に設置している機器や配線を、新庁舎では集約した上で、通信の経路や状態を“見える化”することにより、複雑な情報システムの運用管理を支援するほか、システムを二重化・四重化するなどにより耐障害性を高め、市民へ安定した行政サービスを提供します。

また、ウイルスに感染した端末を検知すると自動的に通信を遮断し、ウイルス拡散を未然に防止する機能を備えるなど、重要インフラを守るための高いセキュリティを実現します。

さらに、無線LANを活用して、自席に限らず、会議室や打合せ先の部署など、庁舎内のどこにいてもパソコンを通じてシステムを利用できるペーパーレス環境を確保し、職員の働き方改革を推進します。

今後、自治体システムの標準化・共通化や、行政手続きのオンライン化など、伊丹市を取り巻く環境は絶えず変化してまいります。こうした変化にも柔軟に対応していくことのできる、拡張性を持った構成とすべく、鋭意検討を進めております。

このように、新庁舎のネットワークを、安全かつ安定した統合ネットワークとして整備することで、全庁的な情報共有の一層の推進、情報資産の保護、内部事務の効率化を図り、さらなる「Smart Itami」を推進し、本市のデジタル・トランスフォーメーションを実現してまいります。

竹村和人議員

それぞれ答弁を頂きました。2回目は意見・要望をさせていただきます。

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策について】

まず、はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策についてですが、ワクチンは、感染症の発症や重症化を防ぐ効果が報告されていますが、その効果は100%ではありません。最近では、2回接種後に、コロナに感染するブレークスルー感染の報告例も相次いでいます。そうしたことから、マスク・手洗い、手指消毒、3密の回避などの継続が必要です。

さらに、コロナ禍収束の切り札、ワクチン接種の効果などを市民の皆様、特に、若い世代に向け、正確な情報が伝わるように啓発活動を強化し、ワクチン接種率が向上する環境を整備するとともに、政府は、本年10月から11月にかけて希望する国民全てにワクチン接種を終えることを目標としていることから、希望される方々に迅速にワクチン接種できるよう努めて頂きたい。

また、政府は、ワクチンの3回目接種も視野に入れたワクチンの追加購入ができるよう予算措置を講じました。そうした政府の動きに注視して頂き、正確な情報を的確に発信するなど接種を希望される方々が、不安や心配なくまた、予約の際の混乱などが無いよう円滑に進むように手立てを講じて頂きたい。

自宅療養者などへの生活支援については、兵庫県伊丹健康福祉事務所の要請でパルスオキシメーター貸与の支援を実施されているとのことでした。市民の皆さまの暮らしを守るためにも、県と連携し、自宅療養者などの家庭に対して、生活に必要な支援が行き届くよう手立てを講じて頂きたいと要望します。

【多様化するストレスを要因とする不登校対策について】

多様化するストレスを要因とする不登校対策についてですが、教育長は、不登校の要因の多くは、本人に起因するものが圧倒的に多くあり、臨時休校を通して、改めて学校の存在価値が見直され、子どもたちの不安な気持ちを払拭する一番のエネルギーは、子どもたち自身が、学校が楽しい、学校に行きたいという気持ち、そうした状況を作り出す、居場所、学級、学校づくりに全力を注ぐとのことでした。また、わかる授業は、学校教育の原点であり、最大の生徒指導であり、最大の教育相談だと力強いお言葉をいただきました。全力で不登校など学校教育に尽くしていけますよう期待しております。

感染症のパンデミックをはじめグローバル化や情報化が進展する社会にあって児童生徒を取り巻く社会環境が多様化する中、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、学校長のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭や不登校対策支援員の教員だけでなく、心理面・福祉面からの支援となるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど、様々な専門スタッフとこれまで以上に連携協力し、組織的な支援体制を強化するとともに、きめ細やかに児童生徒等の状況を的確に把握し、不登校への対応を的確にとることができるように、専門スタッフの協力を得るための配置・派遣など学校をサポートしていく体制を整えて頂きたいと要望します。

いずれにいたしましても、不登校の児童生徒やその家族に対して、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していく取り組みを期待しています。

【学校教育における学びの継続への取り組みについて】

学校教育における学びの継続への取り組みについてですが、本市においては、柔軟にオンラインを利用し、授業配信に加え、Web会議システムを活かして、児童生徒の指導、健康観察などを行って

いる事例があり、今後は全ての学校でオンラインを活用した授業が充実できるよう努めるとのことです。

大阪府寝屋川市は、感染症対策で登校を控える児童生徒に配慮した取り組みで、登校するか、オンラインで授業を受けるかを選択できるハイブリット授業を展開させています。

今後、様々な要因で、学級閉鎖や学校閉鎖が起こります。基礎疾患を有するなど重症化リスクの高い児童生徒等においては、予防的観点からきめ細やかな対応を行うとともに、本市のオンラインを利用した事例を全ての学校で、積極的に共有できる環境を整えて頂きたいとともに、オンラインを利用することで、児童生徒が安心して学べる教育環境の推進に取り組んで頂きたい。

さらに、オンライン授業は各家庭の端末や通信環境の有無等、物理的な環境に影響されます。今後、教育格差を生まない取り組みが必要です。それら家庭の端末や通信環境にも考慮する独自支援を要望します。

【通学路の安全対策について】

通学路の安全対策についてですが、本市は、随時、教育委員会や警察、道路管理者などで合同点検を行い、通学路の安全性の向上を図っています。

一方で、全国的に今回のような事故が後を絶たないだけに、通学路の危険箇所を徹底的に洗い出す取り組みは重要です。

通学路にどんな危険が潜んでいるかは、そこで暮らす人たちが最もよく知っていると思いますので、丁寧な聞き取りに努めて頂き、危険箇所の対策は、適切にかつ迅速に講じて頂きたいと要望します。

【文化施設の再配置検討と本市における演劇事業の今後のあり方について】

文化施設の再配置検討と本市における演劇事業の今後のあり方についてですが、少子高齢化時代の持続可能なまちづくりを進めていく上で、将来を見据え市民の皆さまが必要とする事業を展開することが求められています。

公共施設のあり方の検討については、市民の皆様のご理解とご協力を頂きながら進めなければなりません。そうした視点からも、適切かつ正確な情報の共有と情報発信を積極的にして頂きたい。

また、教育機関との連携したアウトリーチなどの文化振興事業については、歴史、俳諧、音楽など幅広い分野に取り組んでいるとのこと。子どもたちのため、文化振興の持つ魅力を活かした教育活動ができるよう取り組んで頂きたいと要望します。

【デジタル化の取り組み状況について】

デジタル化の取り組み状況についてですが、Smart Itamiについては、これからも、行政サービスの利便性やペーパーレス化、内部事務の効率化など好循環につながる取り組みや、ビッグデータなど民間の力やシステム、そして先端技術を導入して頂きたい。

そして、高いセキュリティと庁舎内のどこにおいてもパソコン等を活用できるネットワーク環境が整うことにより全庁的な情報共有の推進をはじめ、より一層の内部事務の効率化が図られるスマート庁舎に期待しています。

また、今後、スマートフォン等を活用しデジタル化が加速度的に進展していくと予想されますが、その一方で、誰もが利用しやすい情報アクセシビリティの確保、情報やサービスに対して利用しやすくすることが求められています。

これまで、本市が進められてきている情報発信ツール、防災アプリ、防災ネットなどの周知啓発をはじめ、特に、給付、災害対応など、高齢者や障がい者をはじめ大変な思いをしている人に迅速、確実に行政支援が届くように進めて頂くとともに、誰もがデジタル化の恩恵を受けることが求められていることから、デジタル機器に不慣れな高齢者の方などが、スマートフォン等のデジタル機器を活用して行政手続きを円滑に進めていくための対策として、デジタル活用支援事業を利用したスマホ教室や勉強会など小学校区単位の開催を要望します。

いずれにいたしましても、行政サービスの利便性を高めるとともに重要な情報を守っていくという両方の視点で、これからもデジタル・トランスフォーメーションを進めて頂きたいと要望します。

最後に、意見、要望を申し上げましたが、コロナ禍、今、事業者、生活が大変な方、経済的に困窮する方々が多くいます。本市は、様々な相談支援を通じ、このような深刻な危機にあって市民の皆様の暮らしに寄り添い、誰も社会的に孤立させない取り組みを展開して頂いています。

また、度重なる緊急事態宣言発出の影響で、全国の飲食業界をはじめ、本市の市内企業や飲食業なども経営的に大きなダメージを受けています。新型コロナ感染症の収束後の景気回復策や経済活性化策などは、待ったなしです。

政府は、ワクチン接種の進展を見据え行動制限緩和に向けた基本的な方向性を決定されました。希望者へのワクチン接種完了を目指す11月ごろを念頭に、接種証明やPCR検査など陰性証明を活用し、緊急事態宣言下でも飲食店の酒類提供や県をまたぐ移動を容認する、大規模イベントの人数制限も緩和する、当面は、まん延防止等重点措置の地域で部分緩和するなど、基本的な方向性を示され、制限緩和は段階的に行い、国民的な議論を踏まえ具体化を進めていくとのことでした。

一方で、変異株の出現・拡大などによって、医療提供の確保が危ぶまれる事態となれば、再び強い

行動制限を取る可能性もあるとしています。

こうした、国の動きを十分に注視して頂き、景気回復や経済活性化対策などの準備時期や実施するタイミングには十分注意をして頂き、万全を期して、様々な具体的な対策を戦略的に講じて頂きたい。

藤原市長におかれましては、これからも、市民の皆様の声をくみ取り、生活者の視点にたった取り組み、そして、私たちの日常生活や社会経済活動を一変させた新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へは、これからも、様々な対応を柔軟かつ的確に迅速にして頂き、社会変化の激しい時代、従来の常識や価値観を見直しながら、今後も、将来にわたって本市が発展するよう、一層のご尽力を期待しております。

そして、市民生活や地域経済支援のためのコロナ対策で財政調整基金を取り崩したため、基金残高の目標は達成できなかったとのことです。コロナ禍の影響が長期化することや、今後、公共施設等の老朽化などの課題が直面する中、自立的で持続可能な行財政運営を維持することが求められています。

今後、少子高齢化が進展する中、本市の財源確保も一層厳しくなりますが、将来に過度な負担を残さない、これからも効果的・効率的な行財政改革に取り組んで頂きたいことをお願いし、質問を終わります。